

策定年月	平成 6年 12月
変更年月	平成 12年 4月
変更年月	平成 14年 3月
変更年月	平成 15年 4月
変更年月	平成 18年 9月
変更年月	平成 22年 6月
変更年月	平成 24年 1月
変更年月	平成 26年 10月
変更年月	平成 28年 9月
変更年月	令和 4年 3月
変更年月	令和 5年 9月

## 農業経営基盤強化促進基本構想

令和5年9月

加茂郡坂祝町

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目票とすべき農業の指標とすべき農業の指標	5
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2	農業を担う者の確保・育成に向けた取組	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	7
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標	
2	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標	
3	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
2	地域計画促進事業に関する事項	
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項	
第6	その他	26
	別紙1	
	別紙2	

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 坂祝町（以下「町」という。）は、岐阜県の中南部に位置し、中央部の郷部山丘陵を取り囲む状態で農地が広がり、南部を除き三方でその立地条件並びに土壌を生かして水稻を主体とする農業生産と、複合経営による畜産や野菜と土地利用型の農業を展開してきたが、近年非農家との混住化が増加し、更に農業従事者の高齢化、担い手不足とその状況は次第に厳しい状況下となってきた。また近年では、町北部に国道248号バイパスと町南西部に国道21号坂祝バイパスが開通し、遊戯施設・大型店舗なども建設されており、今後も開発申請が増加すると見込まれる。

今後は、市場及び消費者への利便性に併せ、施設園芸を花きのみならず野菜等幅広い分野に広げ収益性の高い作目、作型を導入し、地域としての産地化形成を図るものとする。このため、このような農業生産の基盤となる優良農地を確保すべく農業振興地域整備計画を見直し、農村の土地利用の確保に努めるものとする。

2. 町の農業構造は、南部地域を除く殆どの地域において昭和42年から土地改良事業により整備が進められ、優良農地として立地条件は整ったが、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足はより深刻となっている。

こうした中で、農地の集積並びに流動化はこれまで顕著な進展がないままになっており、今後は農家の高齢化による継続的な経営が困難な農地や担い手の機械等の更新時を機に、農地の利用集積及び流動化を推進する。

3. 町はこのような状況の中で、農業が職業として選択し得る、やりがいのある環境づくりと効率的かつ安定的な農家経営を育成することとする。このためには土地利用型農業において、利用集積による営農類型の確立とともに施設園芸等の積極的な導入と団地化を図り、年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400～500万円）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,600～2,000時間）は周辺地域における他産業従事者並みの水準を目標とし、現存する優良な経営事例をふまえて、町の農業形態の確立をめざす。

4. 町は、農業者又は農業に関する団体が地域の農業振興を図るために、意欲のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 町は、農業協同組合・県農林事務所等が十分なる相互の連帯の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために、徹底した話し合いを推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対しては、経営診断・農業改善方策の指示等を

行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行う等により、様々な農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、食の安全・安心を確保するため、ぎふクリーン農業を積極的に推進する。

- (2) 経営改善による望ましい農業育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の貸し手と借り手に係る情報を電算化による管理で両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

更に、農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、一体的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、生産組織にあっては地域及び営農の実態に応じてオペレーターの育成、受委託の促進を図り、経営の効率化及び経営基盤を強化させ、体制の整った組織については法人形態へ誘導を図る。

- (3) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸政策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

- (4) 法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成施策の中心に位置づけ、町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積を重点的に実施されるよう努めることとし、当町が主体となって関係機関、関係団体に協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- (5) 意欲ある新規就農者を育成・確保するために、ぎふアグリチャレンジ支援センター、農業委員会、農業協同組合、地域就農支援協議会等と密接に連携を図り、役割を分担しながら新規就農者の育成・確保を図るものとする。

5. 町の新規就農の状況については、令和4年は2名であったが、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そこで、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新規就農者を含む新たな担い手の確保目標は、国が掲げる新規就農し定着する農業者の確保や岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者を含む新たな担い手の確保を踏まえ、町においては年間1人以上と

する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標については、町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,600～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標のおおむね4割以上の農業所得）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）による紹介、技術については、省力化や単収向上等の効果の高いスマート農業技術の導入を促進し、経営面については県農林事務所、農業協同組合、坂祝町農業再生協議会が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

①営農類型	②従事者数	③経営規模	④生産方式
水 稲	基 幹 1名 補 助 1名	水 稲 自作地 80 a 借地 500a 作業受託 2,200a	<資本装備> トラクター ブロードキャスタ 側条施肥田植機 コンバイン 防除機・動力噴霧機 刈払機 トラック
根深ねぎ	基 幹 1名 補 助 1名	根深ねぎ 70 a	<資本装備> トラクター 管理機 軽トラック

葉ねぎ	基幹 1名 補助 1名	葉ねぎ 60 a	<資本装備> パイプハウス トラクター 播種機 軽トラック
水耕トマト	基幹 1名 補助 1名	水耕トマト 30 a	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 水耕プラント
鉢花	基幹 1名 補助 1名	鉢花 60 a	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 暖房機 動力噴霧機 軽トラック
酪農	基幹 1名 補助 1名 酪農ヘルパー	<飼育頭数> 経産牛 40 頭 子牛 30 頭 廃牛 4 頭 育成牛 4 頭 飼料作付面積 420 a	<資本装備> 畜舎 サイロ トラクター ダンプカー モア ヘイメイカー パイプライン パルククーラー バンクリーナー 堆肥舎・ふん尿処理施設

(組織経営体)

①営農類型	②従事者数	③経営規模	④生産方式
水稲	基幹 1名 補助 2名	水稲 10ha 大豆 10ha 水稲作業受託 10ha	<資本装備> 自脱型コンバイン 大豆コンバイン トラック ブロードキャスタ 格納庫

1. 経営管理の方法

効率的かつ安定的な経営を行うために、規模拡大による収益の増加だけでなく、経費の節減や税制等各種の経営管理方法を改善することにより、質的な面から所得の向上を積極的に進める。

- (1) 経営管理の明確化と経営・家計の分離を図るため、複式簿記の導入を図

る。

- (2) 税制上の特典を生かしうる青色申告に努める。
- (3) 法人化を行った経営体においては、法人メリットを最大限に活かすため上記の経営管理の改善を行うほか、経営の拡大に伴い経理担当者の設置に努める。
- (4) パソコン等による経営分析を導入し、効率化を図る。
- (5) 研修等による経営管理能力の向上を積極的に図る。
- (6) 消費者ニーズの把握、新技術等情報能力の向上に努める。

## 2. 農業従事の態様等

農業において、担い手の確保が容易に行われるような魅力的な職業であるために、収入面だけでなく、労働条件や福利厚生等においても他産業並の条件を満たさなければならない。そのために、経営の内容に併せて以下に示したような手法等を採用することにより農業従事の態様の改善を図る。

- (1) 法人経営においては、雇用の促進のため休日制及び給料制の実施のほか、社会保険制度への加入を行う。
- (2) 家族経営においても、福利厚生の上昇のため休日制及び給料制の実施ほか、農業者年金の加入等を行う。
- (3) 他産業並の労働時間とするため、農繁期においては、パートの雇用による労働確保や労働時間の短縮、ヘルパー制度の活用による休日の確保を図る。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

①営農類型	②従事者数	③経営規模	④生産方式
水 稲	基 幹 1名 補 助 1名	水 稲 自作地 40 a 借地 250a 作業受託 1,100a	<資本装備> トラクター ブロードキャスタ 側条施肥田植機 コンバイン 防除機・動力噴霧機 刈払機 トラック

根深ねぎ	基幹 1名 補助 1名	根深ねぎ 50 a	<資本装備> トラクター 管理機 軽トラック
葉ねぎ	基幹 1名 補助 1名	葉ねぎ 50 a	<資本装備> パイプハウス トラクター 播種機 軽トラック
水耕トマト	基幹 1名 補助 1名	水耕トマト 20 a	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 水耕プラント
鉢花	基幹 1名 補助 1名	鉢花 25 a	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 暖房機 動力噴霧機 軽トラック
酪農	基幹 1名 補助 1名 酪農ヘルパー	<飼育頭数> 経産牛 20 頭 子牛 15 頭 廃牛 2 頭 育成牛 2 頭 飼料作付面積 200 a	<資本装備> 畜舎 サイロ トラクター ダンプカー モア ヘイメイカー パイプライン パルククーラー バンクリーナー 堆肥舎・ふん尿処理施設

## 1. 経営管理の方法

効率的かつ安定的な経営を行うために、規模拡大による収益の増加だけでなく、経費の節減や税制等各種の経営管理方法を改善することにより、質的な面から所得の向上を積極的に進める。

- (1) 経営管理の明確化と経営・家計の分離を図るため、複式簿記の導入を図る。
- (2) 税制上の特典を生かす青色申告に努める。
- (3) パソコン等による経営分析を導入し、効率化を図る。
- (4) 研修等による経営管理能力の向上を積極的に図る。
- (5) 消費者ニーズの把握、新技術等情報能力の向上に努める。

## 2. 農業従事の態様等

農業において、担い手の確保が容易に行われるような魅力的な職業であるために、収入面だけでなく、労働条件や福利厚生等においても他産業並の条件を満たさなければならない。そのために、経営の内容に併せて以下に示したような手法等を採用することにより農業従事の態様の改善を図る。

(1) 家族経営においても、福利厚生の上昇のため休日制及び給料制の実施ほか、農業者年金の加入等を行う。

(2) 他産業並の労働時間とするため、農繁期においては、パートの雇用による労働確保や労働時間の短縮、ヘルパー制度の活用による休日の確保を図る。

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

坂祝町の水稻などの農畜産物を安定的に生産し、地域の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。

加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。

### 2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

農業を担う者の確保育成を図るための機能を担う県の拠点（農業経営・就農支援センター）として位置付けられた、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のほか、県（普及組織等）や農業委員会、農業協同組合、就農支援協議会、就農応援隊など関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標と、将来の地域における農用地の利用集積率目標を示すと次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標	備考
16.9% 現在（令和2年度）	
78% 目標（令和12年度）	

- 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する事項  
農地中間管理事業の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、坂祝町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体の密接な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に向け、面としてまとまった形での農用地の利用集積を促進させる。

また、中山間地域や、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

### ①利用権設定等推進事業

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする。

### ②地域計画促進事業

### ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業

### ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

### ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

### ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

### ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として農業経営に従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があると認められる場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合することとなる者として、農業委員会が作成するあっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、永小作権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施に

より利用権の設定等を行う場合において当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらずその者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合もしくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合は、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認めら

れる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は開発して農用地又は農業用施設とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 町は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の作成手続きを進めるものとする。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施にあたり、農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 町は法第6条の規定によるこの基本構想の承認後必要があると認めるときは遅滞なく農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 町は（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 町は農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権等の調整が整ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業効率化等の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 町は（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積を定めるものとする。
- ② 町は（5）の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合土地改良区又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整った時は、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用設定等を受けるべきものの要件に該当する者に限る。）についてその者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

#### （7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払い時期の相手方及び方法、（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ） 原状回復の費用の負担者
- （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- （８） 同意
- 町は農用地利用集積計画の案を作成した時は、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。
- ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- （９） 公告
- 町は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めた時はその旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項

を町の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をした時は、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は、所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するようにつとめなければならない。

(12) 紛争の処理

町は利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸

借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 地域計画推進事業に関する事項

町は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、地域の農業者等による協議の場を設け、その結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は、地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から、同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

### (1) 協議の場の設置方法

#### ア 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。

#### イ 推進体制の整備

町は、協議の場を開催する準備段階として、農業委員会、農業協同組合、県等を参集した戦略会議を開催するとともに、戦略会議での協議を踏まえ、地域の中心的な経営体などを参集した連携会議を開催する体制を整備し、協議の場での話し合いを円滑に進める。

#### ウ 協議の場を開催する準備段階

##### (ア) 戦略会議の開催

町は、農業委員会、農業協同組合、県など、連携会議の進行役などの役割を担う者を参集し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図（現況地図）の作成を行うものとする。

加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りや、連携会議での参集者などを検討することとする。

(イ) 連携会議の開催

町は、戦略会議の参集者に加え、地域の中心的な経営体などの参加を呼びかけ、連携会議を開催し、現況地図を活用したその経営体等との協議や意向確認による、将来の農地利用を担う者別の地図（ゾーニング地図）の案を作成するものとする。

エ 協議の場の設置

(ア) 町は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下の（イ）の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする。

この際、話し合いが円滑に進むよう、戦略会議に参加した者が、協議の進行役を担うよう努めるものとする。

また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、町のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。

(イ) 町は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、農事改良組合や水利組合の代表者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地専門員、土地改良区、県などを参集する。

特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけではなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。

(ウ) 協議の場では、以下の事項について協議する。

なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないように、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。

- ①農業の将来の在り方
- ②農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- ④その他（地域の実情に応じて記載）

(エ) 町は、上記（ウ）の項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。

(2) 地域計画の作成

町は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合、土地改良区等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

#### ア 地域計画の地域の基準

地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設定するものとする。

#### イ 地域計画の作成

町は、協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。  
(令和7年3月までに作成)

なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。

- ①基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

#### ウ 目標地区の作成

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地区に表示する。

町は、農業委員会に目標地区の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地区を含む地域計画を作成することができることとする。

#### (3) 地域計画の変更

町は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。

この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。

- ①区域の名称の変更又は地番の変更
- ②農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更
- ③農業を担う者の相続に伴う目標地区の変更
- ④その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

#### (4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

町は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等関係者の意見聴取を行うこととする。

また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集や説明会を開催し、可能な限り関係者の理解を得るよう努めることとする。

(5) 地域計画の公告

町は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、その旨を町の公報への掲載やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。

また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等に地域計画の写しを送付することとする。

(6) 地域計画に係る個人情報の取扱い

町は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。

また、町公報への掲載等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うこととする。

(7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出で受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要があると認める場合は、町に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。

町は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。

(8) 利用権設定等に関する協議の勧告

町は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

(9) 地域計画の特例

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、町に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。

なお、町は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。

(10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定

町は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。

ただし、目標地図に位置付けられた受け手が 10 年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更に当たらず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するために、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を

明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本要綱第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は、法第23条第1項の認定をするものとする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は②の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- ④ ①から③の規程は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)、又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について(5)の①の認定の申請があった場合におい

て、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請書の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の規定による認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の、効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう、必要な指導や援助に努める。

② 町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきた時は、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

### ４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

町は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適当な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため人材育成方針を定めると共に、意欲のある者が幅広くかつ円滑に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### ① 受入環境の整備

ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）や県農林事務所、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの

研修やインターンシップの受入れを行う。

## ② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

### ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって県農業大学校や県農林事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、生産組合等と連携・協力して、営農相談記録を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導等により当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

### ② 就農初期段階の地域全体でのサポート

①に掲げる営農相談記録を活用した支援に限らず、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・変更を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、町内新規就農者交流会への参加を促すとともに、農業協同組合等の直売所運営者と連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

### ③ 経営力の向上に向けた支援

県農林事務所による技術・経営指導、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、経営力の向上に向けたきめ細やかな支援を実施する。

### ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促す。また、青年就農給付金や就農準備資金・経営開始資金、農地利用効率化等支援交付金の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）等、技術や経営ノウハウの習得については、県農業大学校等、就農後の営農指導フォローアップについては県農林事務所、農業協同組合、市内認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 町は、今後経営規模の拡大を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を進め、農地・水・環境保全向上対策に取り組み、地域協働での農地・農業用水等の保全管理を促進する。

ア 町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって需要に応じた主食用米の作付と収益力ある作目への転換を推進し、望ましい経営の育成を図る。

イ 町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1・第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則 1

1 この基本構想は、平成6年12月26日から施行する。

付 則 2

1 この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 3

1 この基本構想は、平成14年3月22日から施行する。

付 則 4

1 この基本構想は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 5

- 1 この基本構想は、平成18年9月6日から施行する。

付 則 6

- 1 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

付 則 7

- 1 この基本構想は、平成24年1月13日から施行する。

付 則 8

- 1 この基本構想は、平成26年10月8日から施行する。

付 則 9

- 1 この基本構想は、平成28年9月20日から施行する。

付 則 10

- 1 この基本構想は、令和4年3月14日から施行する。

付 則 11

- 1 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

## 別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人岐阜県農畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合 → 法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 → その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うもの及びそれぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 → 法第18条第3項第2号ハに掲げる要件
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 → その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれの対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合 → その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は 3 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間) とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合は、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年の係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座への振込み、その他の場合は、賃貸人宅に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃等の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際して民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が設定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</li> <li>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がない時は、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</li> <li>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</li> </ol>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の③に同じ	I の④に同じ

Ⅲ. 農業の経営の委託をうけることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③賃貸の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受けたものは所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の自宅に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画の定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>